

ご来院の皆さまへ

静岡県立こども病院

院長 坂本喜三郎

当院におけるマスク着用の規定

コロナ禍において、医療施設内ではすべての人にマスク着用の義務がありました。そしてマスクによる感染予防効果がその教訓として現在でも残っています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行した現在も、全国の多くの医療施設では常時マスク着用が義務化されています。

当院でも場所や状況に応じたマスク着用を推奨していくべきと考えていますが、これまでのマスク着用に関する規定がインフルエンザの流行期や飛沫感染対策などの特定の状況に限定されていたため、現状に即したマスク着用規定の策定が課題でした。

以上の背景からこのたび院内にいるすべての人を対象としたマスク着用規定を策定いたしました。コロナ禍におけるマスク着用義務をわずかに緩和したものであることから、皆さまには今後もマスク着用による負担をおかけすることになります。しかしすべての人の健康と安全のために、厳しい規定とさせていただきます。

今後の社会情勢の変化や感染対策の新規エビデンスに沿って適宜適正化していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

入院患者

- ・ 咳や鼻汁などの呼吸器症状のある場合は、ベッドを離れる際にはマスク着用をお願いしています。年齢や病状からマスク着用が難しい場合は、安静度の範囲内（医師から指示された活動制限）でマスクを外してください。
- ・ 咳や鼻汁などの呼吸器症状がない場合は、ベッド上ではマスクを外して構いません。またトイレ移動などで短い時間ベッドを離れる際もマスクを外して構いません。ただし、人と接触する場合や長い時間ベッドから離れる際はマスク着用をお願いしています。
- ・ 食事のようなマスクを外す必要のある状況や、診療の際にマスクを外す必要があると医師が判断した場合は、マスクを外してください。

外来患者・付添者・面会者

- ・ 院内では、原則としてマスク着用をお願いしています。
- ・ 年齢や病状からマスク着用が難しい場合は、マスクを外してください。
- ・ 食事のようなマスクを外す必要のある状況や、診療の際にマスクを外す必要があると医師が判断した場合は、マスクを外してください。

職員・病院訪問者（看護学生や外部業者など）

- ・ 院内では、原則としてマスクを着用します。
- ・ 食事のようなマスクを外す必要のある状況や、診療の際にマスクを外す必要がある場合（言語療法など）は、マスクを外すことがあります。
- ・ 職員・訪問者のみが入り出る部屋（事務室、医局、休憩室など）ではマスクを外すことがあります。